

第75回青森県高等学校総合体育大会水泳競技大会
新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年5月11日
青森県高体連水泳専門部

1 大会への参加について

- (1) 発熱等の症状がある選手は、大会への参加を見合わせる。
- (2) 顧問、引率責任者に発熱等の症状がある場合は、各学校の管理職に連絡をして生徒の引率をする代わりに先生を派遣してもらうなど、各学校で対応すること。
- (3) 競技役員に発熱等の症状がある場合も、無理をせずに大会への参加を見合わせる。

2 会場入館の条件について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から以下のとおりとする。

- (1) 無観客で実施する。
- (2) 部員、顧問、引率責任者は入館を認める。また、エントリー以外の部員については、選手の補助・応援のため、入館を可とする。ただし、感染防止対策をした上で声を出しての応援を禁止とする。
- (3) コーチ、保護者及び一般観覧者（高校生含む）については、入館不可とする。
- (4) 役員（顧問・引率者を除く）・来賓・視察・その他入館を認められた者の入館に際しては、県高体連様式「入場者確認票」（報告書4）を提出すること。
- (5) 報道・学校委託業者（カメラマン等）については、入館を認める。ただし、入館に際しては、県高体連様式「入場者確認票」（報告書4）と名刺を提出すること。
- (6) マスクを着用していない者の入館は認めない。

3 マスクの着用について

- (1) 顧問、引率責任者、競技役員など選手以外の者は常時マスクを着用すること。
- (2) 泳ぐとき以外は原則として常にマスクを着用すること。（更衣室・招集所・選手控え場所・観覧席・プールサイド・トイレなど）マスクはレーンの前ではずし、服のポケットか袋に入れること。（マスクは、選手イス・脱衣ボックスに直接置かない）レース後、更衣室に移動する前にマスクを着用するよう努めること。

4 食事について

- (1) 選手は学校毎であっても飛沫を飛ばさないような位置に座り、黙食を心がけること。
- (2) 大会役員・競技役員等においても飛沫を飛ばさないような位置に座り、黙食を心がけること。

5 監督会議について

- (1) 会議をできるだけ短い時間で実施するため、高体連水泳専門部ホームページに掲載している資料をダウンロード・印刷し、事前に熟読しておくこと。

6 大会期間中に風邪症状等が出た場合について

- (1) 生徒の場合は、顧問が保護者及び管理職に連絡し、帰宅させること。
- (2) 顧問、引率責任者の場合は、各学校の管理職に連絡をして生徒の引率をする代わりに先生を派遣してもらうなど、各学校で対応すること。

7 大会前・後及び開催期間中に感染が判明した場合

- (1) 開催や中止（全体・一部）の判断は、関係者と協議し県教育委員会の指示を仰いで県高体連（または競技専門部）が決定する。
- (2) 感染確認前の2週間について行動歴の調査を依頼することがある。
- (3) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者（県高体連）に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (4) 顧問、引率責任者は、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に備え、大会参加者名簿を作成し、携帯すること。（管理には十分気を付けること）

【必要事項】

- ①氏名（ふりがな） ②生年月日 ③住所（本人居住地） ④電話番号（保護者連絡先）

8 移動について

- (1) バス、電車等を利用する際は、マスクを着用し会話を控えること。降車後は速やかに手を洗うなど、基本的感染防止対策を確実に行うこと。

9 宿泊について

- (1) 競技日程上やむを得ず宿泊する場合は、可能な限り個室を利用する。
- (2) 宿泊施設での食事は、可能な限り各部屋での弁当等の食事が望ましい。食堂等を利用する場合は、対面に座らない、人数を制限し入れ替え制とする等の対応をとる。
※同じ場所で食事したことで、濃厚接触者と判断された例がある。
- (3) その他の共有スペース（浴室等）を利用する際も、短時間で済ませる、人数を制限し入れ替え制とする等の対応をとる。